

高第360号
令和6年7月5日

各軽費老人ホーム施設長様
(岐阜市内所在施設を除く)

岐阜県知事 古田 肇

介護報酬改定に伴う軽費老人ホームの生活費上限額の改定について（通知）

軽費老人ホームの利用料等のうち生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）については、令和元年9月13日付け高第624号「消費税率の引き上げに伴う軽費老人ホームの生活費上限額の改定について（通知）」により当県における上限額を改定通知したところです。

この度、令和6年8月から介護報酬改定で介護老人福祉施設等の居住費が月額60円引き上げられることを踏まえ、当県における一人当たりの額の上限額を別紙のとおり改定しますので通知します。

なお、各施設の状況（居室割合や個人エリアの光熱水費の負担・徴収方法等）を踏まえて、別紙上限額の範囲内で適切に月額を設定していただきますようお願いいたします。

担当所属	高齢福祉課施設整備係		
担当係長	高橋	担当者	望月
電話番号	058-272-8517		
F A X	058-278-2639		
e-mail	mochizuki-kota@pref.gifu.lg.jp		

【上限額の適用時期】

令和6年8月1日以降の利用に係る分から適用する

【上限額の積算方法】

改定後の月額 = 改定前の月額 + (365日 ÷ 12か月 × 60円)
(円未満切捨て)

【軽費老人ホーム（ケアハウス）の生活費上限額（月額）】

地域	一人当たりの額		地区別冬季加算額（V区） (11月から3月まで)
	【改定前】 円	【改定後】 円	
甲地	46,943	48,767	2,712
乙地	44,512	46,336	2,283

※各施設の状況（居室割合や個人エリアの光熱水費の負担・徴収方法等）を踏まえて、上限額の範囲内で適切に月額を設定してください。